職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月

青森県人事委員会

目 次

別紕	1	袝	告									
I	糸	音与に関	する	事項								
	1	職員給	6与等	の状況								 1
	2	民間紹	6 与等	の状況								 2
	3	職員給	き与と	民間給-	与とσ	比較						 4
	4	職員と	:国家	公務員	及び他	1の地方	公共国	団体職」	員との	給与の	比較	 5
	5	物価及	び生	計費								 6
	6	国家公	務員	の給与領	等に関	引する人	事院勧	動告等				 6
	7	本年の	給与	の改定						• • • • • •		 8
II	J	事管理	見に関	する事」	頁							
	1	人材の	確保	・育成祭	等					• • • • •		 8
	2	良好な	勤務	環境の	整備					• • • • • • • • • • • • • • • • • • •		 10
	3	定年の	引上	げ・						• • • • • • • • • • • • • • • • • • •		 13
Ш	糸	合与勧告	宇海	の要請						• • • • • •		 13
別紙	2	勧	告							• • • • • • •		 15

参考資料

報告

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な機関として、職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ず べき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与並びに生計費等職員の給与を決定するための諸条件について調査及び検討を行ったことから、人事管理に関することと併せて、次のとおり報告する。

I 給与に関する事項

1 職員給与等の状況

本委員会が実施した「令和3年度職員給与等実態調査」における本年4月1日現在 の職員の給与等の状況の主なものは、次のとおりである。

(1) 職員数等

職員(職員の給与に関する条例(昭和26年7月青森県条例第37号)の給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。以下同じ。)の総数は、16,432人(昨年16,676人)で昨年に比べ244人減少し、その平均年齢は43.4歳(同43.5歳)、平均経験年数は21.4年(同21.5年)となっており、このうち行政職給料表適用者の平均年齢は41.2歳(同41.5歳)、平均経験年数は19.9年(同20.2年)となった。また、性別構成比は男性56.9%、女性43.1%となっており、学歴別構成比は大学卒82.5%、短大卒2.9%、高校卒14.6%、中学卒0.0%となっている。(構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、それらの計が100%とならない場合がある。)

(2) 平均給与月額

職員の平均給与月額は383,316円であり、このうち行政職給料表適用者の平均給与月額は343,483円となっており、いずれも昨年に比べ減少している。

表1 適用給料表別職員数等

区分	適用單	戦員数	性別権	構成 比	平均年齢	平均経験
給料表		昨年比	男 性	女 性	十均十断	年 数
全給料表	16,432 人	△ 244 人	56.9 %	43.1 %	43.4 歳	21.4 年
行政職給料表	4, 333	△ 34	63. 7	36. 3	41.2	19. 9
警察職給料表	2, 240	\triangle 16	89.0	11.0	37. 3	16. 2
海事職給料表	42	$\triangle 2$	100.0	_	47.4	28. 1
教育職給料表(一)	2, 905	△ 48	57.2	42.8	44. 7	22.0
教育職給料表口	6, 498	△ 138	41.9	58. 1	46.6	24. 0
研究職給料表	98	0	72.4	27.6	42.4	19. 5
医療職給料表(一)	9	\triangle 1	66. 7	33.3	56.6	30. 3
医療職給料表口	220	2	42.7	57.3	41.6	18. 4
医療職給料表回	87	$\triangle 7$	4.6	95. 4	38. 3	16. 5

(注) 再任用職員は含まない。

表2 給料表別平均給与月額

給料表 区分	令和3年4月	令和2年4月
全 給 料 表	383, 316 円	384,751 円
行 政 職 給 料 表 整 縣 絡 料 表 整 職 給 料 表 審 事 職 給 料表(一)教育職給料表(二)研 究 職 給 料表(二)研 究職給料表(一)医療職給料表(二)医療職給料表(三)	343, 483 337, 394 403, 719 408, 879 416, 129 362, 227 847, 354 342, 235 314, 849	345, 836 337, 265 400, 063 408, 943 417, 466 360, 727 888, 428 344, 707 319, 914

(注) 「給与月額」とは、給料月額に教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、管理職手当、地域 手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地 手当を加えた額である。

2 民間給与等の状況

本委員会は、民間給与等の実態を把握するため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所393(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した160事業所を対象に、「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい状況に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる民間の事務・技術関係職種に

従事する者等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を実地に詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、89.9%と高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った企業の割合は、大学卒で35.7% (昨年38.7%)、高校卒で23.5% (同35.7%) となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で29.7% (同44.2%)、高校卒で23.8% (同29.8%) であり、昨年に比べて大学卒で14.5ポイント、高校卒では6.0ポイント減少している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で66.9% (同50.6%)、高校卒で76.2% (同65.7%) となっている。

(2) 給与改定の状況

一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は18.3% (昨年29.0%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.4%(同0.6%)となっている。

また、一般の従業員(係員)について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は78.1%(昨年78.5%)となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は14.8%(同29.7%)、減額となっている事業所の割合は3.5%(同6.2%)となっている。

	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ
役職段階	皆	・ 一			の慣行なし
		%	%	%	%
係		18. 3	9.9	0.4	71.4
課:	長級	11.4	8. 2	0.0	80.3

表3 民間における給与改定の状況

⁽注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

² ベースアップ実施等の各項目の割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、それらの計が100%とならない場合がある。

表4 民間における定期昇給の実施状況

	項目	定期昇給	定期昇給	実施			定期昇給	定期昇給
役職.	段階	制度あり		増額	減額	変化なし	中 止	制度なし
		%	%	%	%	%	%	%
係	員	79. 2	78. 1	14.8	14. 8 3. 5		1.2	20.8
課	長 級	72. 1	70. 9	10. 5 3. 6 56. 8 1.		1. 2	27. 9	

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種(事務・技術関係職種)の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額(職員にあっては表5の注書きの職員給与、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額)を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行ってきている。

本年4月分の給与について公民較差を算出したところ、職員給与が民間給与を1 人当たり平均9円(0.00%)上回っていた。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合(月数)を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、年間で所定内給与月額の4.22月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.25月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.03月分上回っていた。

表5 職員給与と民間給与との較差

民間給与	職 員 給 与	較 差
①	②	①-② [<u>①-②</u> ×100] %
345, 791 円	345, 800 円	△9 円 (△0.00 %)

- (注) 1 「ラスパイレス方式」とは、月例給の公民比較を行うため、職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを示すもので、具体的には、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較したものである。
 - 2 「職員給与」とは、給料月額に扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身 赴任手当(基礎額)、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。
 - 3 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

項 目 民間事業所 平均所定内 半 期(A1) 下 351,020 円 与 期 (A2) 月 上 半 352,641 円 給 額 112 給 下 半 期 (B1) 737,943 円 特 \mathcal{O} 支 期(B2) 給 額 上 半 748,376 円 半 2.10 月分 別 特 給 \mathcal{O} 2.12 月分 支 給 割 合 年 (計) 4.22 月分 間

表6 民間における特別給の支給状況

(注) 「下半期」とは令和2年8月から令和3年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間 をいう。

4 職員と国家公務員及び他の地方公共団体職員との給与の比較

昨年4月における給与水準について、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員とを学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合、本県職員のラスパイレス指数は97.3、都道府県職員の全国平均指数は100.0となっている。

(注) 「ラスパイレス指数」とは、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により、国家公務員を100としてそれぞれ比較した指数で、令和2年4月1日現在の総務省公表値である。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、青森市で2.0 %下落している。

また、本委員会が同局による「家計調査」を基礎として算定した本年4月における青森市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ155,600円、164,620円、173,640円となっている。

6 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告し、給与の改定等について勧告し、併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。

また、同日、国会及び内閣に対し、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正 についての意見の申出を行った。

これらのうち、職員の給与に関する報告及び勧告の概要は次のとおりである。

(令和3年8月10日人事院)

職員の給与に関する報告及び勧告の概要

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水 準に準拠して定めることが最も合理的

Ⅱ 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

- **〈月 例 給〉** 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、 学歴、年齢を同じくする者同士を比較
- 民間給与との較差 △19円 (0.00%)〔行政職俸給表 (一) 適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

- O 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]
- 2 給与改定の内容と考え方

〈月 例 給〉

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給 の改定は行わない

〈ボーナス〉

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

(/// - 1902 (- 000 H - 2 C//H2	7 79 7						
		6月期	12月期					
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)					
	勤勉手当	0.95 月(支給済み)	0.95 月(改定なし)					
4年度	期末手当	1.20 月	1.20 月					
以降	勤勉手当	0.95 月	0.95 月					

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改 正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク (在宅勤務) に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に 対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給 与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始 めとして、順次取組

7 本年の給与の改定

職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

(1) 給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間 給与を9円(0.00%)上回っているが、その差は極めて小さい状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を19円(0.00%)上回っている状況で較差が極めて小さいこと等から俸給表の改定を見送ったこと等を踏まえれば、職員の給料表については、改定を行わないことが適当である。

(2) 期末手当・勤勉手当

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.25月)は、本県の民間事業所における特別給の年間支給割合(4.22月)を0.03月分上回っている状況にある。

このため、期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間平均支給月数を0.05月分引き下げ、4.20月分とすることが適当である。

支給月数の引下げ分については、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえ、本年度については12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降については6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることが適当である。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることが適当である。

Ⅱ 人事管理に関する事項

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保

近年、若年人口の減少、若者の就業意識の変化、民間企業の高い採用意欲等を背景に、全国的に公務員の人材確保が厳しい状況にあり、本県の職員採用試験においても受験者の減少傾向が続いており、人材の確保を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

こうした中、本委員会では、県職員の仕事の魅力をアピールするため、「技術職

1 DAY職場訪問」、「青森県ファーストステップセミナー」、「青森県庁JOBセミナー」等の開催やSNSによる情報発信のほか、昨年度からオンラインを活用した説明会、本年度は新たに保護者を対象とした説明会の開催など、任命権者と連携しながら、効果的な情報発信に取り組んでいる。

採用試験については、社会情勢の変化等を踏まえながら制度や運営方法について 見直しを行ってきたところであり、本年度の障害者採用試験においては、これまで の身体障害者に加え、知的障害者及び精神障害者にも対象を拡大している。

今後も、受験者層の現状や傾向を分析しながら、より効果的な情報発信による受験者の掘り起こしを進めるほか、任命権者と連携しながら人材確保の課題・ニーズを把握し、適時適切に採用試験制度等を見直すなど、本県の将来を担う有為な人材の確保に取り組んでいくこととする。

(2) 人材の育成等

複雑高度化する行政課題に的確に対応し、行政サービスの質を維持・向上させていくためには、全ての職員が能力や意欲を高めて活躍できる職場環境づくりが重要であり、職員一人ひとりの能力や適性などに応じて効果的に育成していくための取組が必要である。

特に人事管理の基礎となる人事評価制度については、職員の能力・業績を的確に 把握し、評価することにより、その結果を職員の処遇や能力開発等に反映させるも のであり、職員が能力を最大限発揮し、組織全体の活性化と公務能率を向上させる うえで欠かせないものである。各任命権者においては、評価の公正性、透明性、客 観性の確保に留意し、国の人事評価制度の見直しの動向も踏まえながら、引き続き 適切に運用していく必要がある。

本年度から障害者採用試験の対象を拡大したところであるが、各任命権者においては、採用後に障害を有することとなった職員を含め、障害のある職員がその能力を十分発揮できるよう、周囲の職員が障害に対する理解を深め、必要な支援を行うなど、個々の特性に配慮した職場環境づくりを更に進めていく必要がある。

女性が職業生活において活躍することは、多様な視点や新たな価値観が創出され、 組織の活性化、ひいては社会全体の活性化にもつながることから、女性職員の活躍 を推進する取組は重要である。各任命権者においては、特定事業主行動計画に基づ き、女性職員がその個性と能力を十分に発揮していくことができるよう、職場環境 づくりに取り組んでいるところであり、職員に占める女性職員の割合、女性管理職 の割合、男性の育児休業の取得率等は増加の傾向にある。今後とも、積極的な女性 受験者の募集、女性職員個々の意欲や適性を踏まえた人事配置や従事業務の拡大、 女性職員のキャリア意識の醸成を図るための研修等の充実を図る必要がある。

2 良好な勤務環境の整備

職員が心身ともに健康で、職務遂行において十分にその能力を発揮できる勤務環境を整備することは、職員本人はもちろんのこと、職員の家族にとっても重要なことであり、そのためには、総実勤務時間の縮減、仕事と家庭の両立支援、各種ハラスメントの防止、心の健康づくりの推進などが求められるところである。

(1) 総実勤務時間の縮減

職員が、時間外勤務を縮減するとともに、計画的に年次休暇を取得することは、 職員の健康確保や職務能率の向上のみならず、過重労働による過労死等の防止や有 為な人材の確保の観点からも重要な課題となっている。

各任命権者においては、時間外勤務の状況の定期的な把握など、時間外勤務の縮減に向けた取組を行っているところであるが、本年の本委員会の調査によると、月100時間を超える時間外勤務を行った延べ職員数は令和元年度53人から令和2年度111人に増加している。月100時間を超える職員数が増加したことは、新型コロナウイルス感染症や自然災害などによる臨時・緊急的な業務等への対応など、やむを得ない面はあるものの、各任命権者においては、時間外勤務の詳細な要因分析を踏まえ、適正な職員配置や災害時等におけるより機動的で柔軟な対応について検討する必要がある。

各所属においては、管理職員のリーダーシップ発揮によるマネジメントの強化に加え、職員一人ひとりが業務改善や効率性を意識して計画的に業務を遂行するほか、デジタル技術の活用等により生産性の向上を図りながら、時間外勤務の縮減に取り組む必要がある。

また、学校現場における教職員の多忙化解消については、「学校における働き方改革プラン」に基づく取組が進められているところである。県教育委員会は、各市町村教育委員会と連携し、勤務時間の適正化に向けたプランの取組状況を調査し、課題・成果の整理、優良事例の情報共有を行うなど、全県的に効果的な取組を進めているところである。プランに掲げる目的及び目標を踏まえ、学校現場の環境が一層改善されるよう、教育委員会が学校と一丸となって着実に取組を進める必要がある。

年次休暇の取得促進については、各任命権者において、年次休暇の計画的な利用について周知を図るとともに、年次休暇取得日数が特に少ない職員に対して個別に取得を呼びかける、学校において長期休業期間に学校閉庁日を設定するなどの取組を進めているところである。

各任命権者が定めた特定事業主行動計画では、職員1人当たりの取得日数を16日へと増加させることを目標としているが、令和2年の職員1人当たりの年次休暇の取得日数は12.3日と前年からほぼ横ばいであることから、各所属においては、柔軟で効率的な業務運営を図るとともに、管理職員が自ら率先して休暇を取得すること

や、職員一人ひとりの休暇取得に対する意識を高めることなどに加え、業務の見直 しや実施時期の工夫等による休暇を取得しやすい職場環境づくりにより一層取り組 むことが必要である。

(2) 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立支援については、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍の推進の観点からも重要であり、本県では、これまでも男女を問わず育児や介護などの事情を抱える職員が安心して働き続けられる環境を整備するため、育児や介護のための休暇等の整備、子の看護休暇の拡充などを行ってきたところである。各任命権者における両立支援制度の普及・啓発等の取組などにより、男性職員の育児休業取得率は知事部局等では令和元年度の18.5%から令和2年度は26.5%に上昇するとともに、警察本部においては令和元年度14.9%、令和2年度36.6%と全国でも高い水準となっているなど、一定の効果も現れてきている。

今般、人事院では、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍推進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行うとともに、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置することとした。

本県においても、国と同様に妊娠、出産、育児等と仕事を両立しやすい環境を整備するため、今後、国家公務員に係る取扱いや関係法令の整備等を踏まえて、次のとおり、必要な措置を講ずることが適当と考える。

ア 男性職員の育児休業取得の促進等

育児休業の取得回数制限の緩和に併せて、子の出生後8週間以内に育児休業を しようとする場合の請求期限を2週間前まで(現行1月前まで)に短縮するとと もに、育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで(現行産後8 週間を経過する日まで)に拡大するほか、育児休業を取得しやすい勤務環境の整 備に関する取組を一層進める必要がある。

イ 不妊治療のための休暇の新設等

国の「少子化社会対策大綱」においては、不妊治療と仕事の両立のための職場 環境整備を推進することが掲げられ、不妊治療への保険適用拡大に向けた検討も 進められている等の状況を踏まえれば、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は 社会的に求められており、本県においても不妊治療と仕事の両立を支援する必要 性は高いと考えられることから、国家公務員に準じて職員の不妊治療のための休 暇(有給)を新たに設けるとともに、不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図 る必要がある。

(3) ハラスメントの防止

職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を不当に傷つけ、公務能率の低下や貴重な人材の損失につながる行為である。

各任命権者においては、これまでもハラスメント防止等に関する要綱等の制定、 苦情相談体制の整備、研修内容の充実、定期的な啓発・周知の取組など、ハラスメ ントの防止に取り組んできているところであるが、本委員会又は各任命権者への苦 情相談が一定数継続している状況にある。

無意識の思い込みや先入観(アンコンシャス・バイアス)は、自分自身では気づきにくく、何気ない言動がハラスメントと捉えられかねないことから、各所属においては、職員一人ひとりが自身の性別、年齢、経験等によるアンコンシャス・バイアスを理解するとともに、日頃からコミュニケーションを図るなど、ハラスメントの起こりにくい職場づくりに努める必要がある。

(4) 心の健康づくりの推進

職員の心の健康づくりについては、本年、総務省が全ての地方自治体を対象として、メンタルヘルス不調により1週間以上休んだ職員数等の調査を実施するなど、全国的な課題となっており、本県においても、1か月以上の長期病休者に占めるメンタルヘルス不調者の割合は依然として高い状況にある。職員が職務を円滑かつ適切に遂行する上で、心の健康の保持増進は極めて重要であることから、各任命権者において、ストレスチェック制度の活用、相談窓口の設置、職員への研修など様々な対策を講じてきたところであるが、メンタルヘルス不調による病休者等に対しては、安心して職場復帰できるよう、産業医、健康支援員、周囲の職員等により早期に総合的な復職支援を行うことが重要であり、復職後も職員及び管理監督者等において、自らや部下の心の健康状態の把握とケアに努める必要がある。

(5) テレワーク等の柔軟な働き方の推進

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、在宅勤務を含むテレワークの 取組が進められてきたが、さらに各職場においては、Web会議システムを利用し たオンライン説明会などの開催や各種デジタルツール等の活用による事務の効率化 などの動きが見られている。

特にテレワークについては、感染症の流行や自然災害等に際しての業務継続の観点に加え、育児・介護等のために時間的制約がある職員等の能力発揮やワーク・ライフ・バランス、多様で柔軟な働き方の観点からも効果が期待されることから、各任命権者においては、テレワークの拡大に対応した情報セキュリティ、通信環境、ペーパーレス化、業務の進捗状況の把握や勤務時間の管理など、国及び他の都道府県の動向等も踏まえ、課題を整理しながら導入について検討を進める必要がある。

3 定年の引上げ

人口減少社会における労働力人口の減少を踏まえ、社会の活力を維持し、多様な行政ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、豊かな知識や経験、高い技術等を持つ 高齢層職員の能力・経験の活用が必要である。

国家公務員の定年の引上げについては、人事院は、平成30年に国会及び内閣に対し 意見の申出を行ったところであり、本委員会も国の動向を注視しつつ高齢層職員の能 力と経験を活用する観点から、定年の引上げや再任用制度の在り方について検討する 必要がある旨の報告をしてきたところである。

令和3年6月4日、国家公務員法等の一部を改正する法律と同時に、地方公務員の 定年を段階的に引き上げること等を内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が 成立し、公布された。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされており、本県においても、令和5年4月1日からの制度導入に向け、国家公務員に準じて定年年齢を定めるとともに、国家公務員の制度との均衡や本県職員の状況などを踏まえながら、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、60歳を超える職員の給与など、適切に関係条例等の整備を行う必要がある。

併せて、定年の段階的な引上げに伴い増加する高齢期の職員の人事管理やこの期間における中長期的視点に立った定員管理などの任用上の諸課題についても検討し、適切に対応していく必要がある。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保する機能を有するものである。

人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立って給与勧告を行うことを通じて職員の適正な処遇が確保されるという仕組みは、職員の士気の向上、人材の確保に資するものであり、ひいては組織活力の向上、労使関係の安定等をもたらすことで能率的な行政運営に寄与するものであることから、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。

勧 告

本委員会は、別紙1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例(昭和26年7月青森県条例第37号)、任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年12月青森県条例第68号)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年12月青森県条例第88号)を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

ア イ以外の職員

期末手当の支給割合を1.175月分(再任用職員にあっては、0.65月分)とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.975月分(再任用職員にあっては、0.55月分)とすること。

(2) 令和4年6月期以降

ア イ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分(再任用職員にあっては、0.675月分)とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(再任用職員にあっては、0.575月分)とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和 3 年 12 月 1 日から実施すること。ただし、1 の (2) 、2 の (2) 及び 3 の (2) については令和 4 年 4 月 1 日から実施すること。

参 考 資 料

参考資料目次

1		令和	3 年	度單	战員和	給与	等:	実態	货調	査	のホ	既要	•										資-	1
	第	1	表	給料	₽表ì	適用	人	員															資-	2
	第	2	表	給料	4表5	到平	均	給与	チ月	額	等												資-	2
	第	3	表	給料	4表5	引、	級	別糸	合料	·月:	額	等											資-	4
	第	4	表	給料	4表5	引、	級	別、	号	:給	別。	人員											資-	6
	第	5	表	給料	+表5	引、	級	別、	年	齢	別	人員	ı										資-	25
	第	6	表	給料	4表5	引、	級	別、	経	験	年	数别	人	員									資-	31
	第	7	表	給料	4表5	刨、	級	別、	学	歴.	別。	人員											資-	37
	第	8	表	扶養	美手 🗎	当の	支;	給北	犬況	1	•												資-	38
	第	9	表	住月	手	当の	支;	給北	犬況	1													資-	39
	第	10	表	通糞	動手 🖹	当の	支;	給北	犬況	1	•	• • • •											資-	40
	第	11	表	再任	E用耳	職員	(0)	給料	斗表	别	, Á	級別	人	員									資-	41
2		令和	3 年	職種	1月1	民間]給	与多	と 態	調	査(の概	要										資-	42
	第	1	表				., .																資-	
	第	2	表																				資-	43
	第	3	表		重別紀																		資-	
	第	4	表																				資-	48
	第	5	表		引によ																			
	第		表		引によ																			
	第	7	表		引によ																		資-	
	第		表		引によ																	• •	資-	50
	第	9	表		三年的																			
					屋を明																	• •	資-	50
	第	10	表		三年的																			
					/ 減智																			
				年間	引給-	与水	、準			• • •		• • •			• • •	• • •	• • •			• • •	• • • •	• •	資-	50
_												_ ==												
3			公務			_																	V.	
	第		表																				資-	
																							資一	
	第	3	表	東非	と 各り	県墹	員	給与	テ等	(美)	態詞	調査	結	果	•	• • •	• • •		• • •	• • •	• • • •	• •	資-	52
_		ᄮᆖᅵ																					\/ 	
4		生計	費関	係				• • •		• • •	• •			• • •		• • •						• •	資-	55
_		<u> </u>	. 4 0 55	- 114, 12	.																		\/ fix	5 0
5		罗 働	経済	指稱	Ħ H	•					• • •				• • •	• • •	• • •					••	資-	56
_		出上 マケ	n± 85		日左																		<i>\</i> / \ \	FO
6		劉 務	時間	寺隊	引係		• •	• • •		• • •	• • •				• • •	• • •	• • •	• • •		• • •		• •	資-	58
_			险不	ᆂᇛᄱ	<u>-</u> π₄ -	, e 	. P	Д -	6	~	lar =	#											資 —	F.O.
		人事	DT: (J.)	, 半77 💳	7 NZ (u) F	ᆸᄺ	UJ	MET.		•									• •		อั

1 令和3年度職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、職員給与の実態を把握し、職員 の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、令和3年4月1日現在で調査 したものである。

(2) 調査対象職員

職員の給与に関する条例(昭和26年7月青森県条例第37号)の給料表の適用を受ける職員 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年12月青森県条例第68号)の給料表の適用を 受ける職員(※該当者なし)

任期付職員の採用等に関する条例(平成14年12月青森県条例第88号)の給料表の適用を受ける職員(※該当者なし)

(3) 調查事項

所属、職名、年齢、経験年数、学歴、性別、適用給料表及び給与(給料、扶養手当、住居 手当、通勤手当等)

(4) 調査の方法

調査対象職員について、人事委員会事務局が、各任命権者において作成した給与マスター テープ等を基に電算処理を行い、集計した。

第1表 給料表適用人員

希 料 表 部 局 等	行 政 職	警察職	海事職	教育職(-)
知事	3, 089		29	
警 察	333	2, 240	1	
教 育 委 員 会	264			57
高等学校、特別支援学校	206		12	2, 848
中 学 校 、 小 学 校	367			
その他	74			
計	4, 333	2, 240	42	2, 905

第2表 給料表別平均給与月額等

# 19k Ab				
給	行 政 職	警察職	海事職	教育職(一)
給料月額(円)	313, 471	305, 137	377, 550	364, 491
教職調整額(円)	_	_	_	13, 181
義務教育等教員特別手当 (円)	_	_		5, 289
扶 養 手 当 (円)	7,877	11, 054	13, 095	9, 015
管 理 職 手 当 (円)	7, 999	2, 297		3, 524
地 域 手 当 (円)	514	117		
初任給調整手当(円)	31			
住居手当 (円)	7, 910	9, 610	5, 321	7, 605
単身赴任手当(基礎額) (円)	568	3, 254	1, 429	444
特地勤務手当等 (円)	38	186		122
へき地手当等(円)	104			
寒冷地手当(円)	4, 971	5, 740	6, 324	5, 207
給 与 月 額 (円)	343, 483	337, 394	403, 719	408, 879
扶 養 親 族 数 (人)	0.78	1. 18	1. 31	0.87
年 齢 (歳)	41. 2	37. 3	47. 4	44. 7
経 験 年 数 (年)	19. 9	16. 2	28. 1	22. 0
修 学 年 数 (年)	14. 6	14. 4	12. 2	15. 9

(単位 人)

教育職口	研究職	医療職(一)	医療職口	医療職包	計
	73	9	190	87	3, 477
	15				2, 589
66	10		1		398
			7		3, 073
6, 432			22		6, 821
					74
6, 498	98	9	220	87	16, 432

教育職口	研究職	医療職(一)	医療職口	医療職に	計
370, 687	330, 769	509, 144	310, 590	298, 613	344, 238
12, 469	_	_	_	_	7, 261
5, 994	_	_	_	_	3, 305
7, 997	8, 439	8, 556	6, 000	4, 747	8, 534
7, 239	5, 089	73, 711	3, 580		6, 027
		94, 626			203
	459	152, 900	8, 216		205
5, 152	11, 056	3,000	8, 281	7, 448	7, 009
439	306		682		860
	779				62
1, 205			223		507
4, 948	5, 330	5, 417	4, 663	4, 041	5, 105
416, 129	362, 227	847, 354	342, 235	314, 849	383, 316
0.73	0.77	1. 11	0. 58	0. 43	0. 83
46. 6	42.4	56.6	41.6	38.3	43. 4
24. 0	19. 5	30.3	18. 4	16.5	21.4
15. 9	15. 9	16.0	15. 6	15. 1	15. 4

第3表 給料表別、級別給料月額等

給 米	斗 表		行 政	C	職			警 察	ŧ	職	
			1 人 当	た	り平	均		1 人 当	i た	り平	均
区	分	人員	給料月額	年齢	経験 年数	修 学 年 数	人員	給料月額	年齢	経験 年数	修学 年数
	T	(人)	(円)	(歳)	(年)	(年)	(人)	(円)	(歳)	(年)	(年)
	1	751	190, 018	24. 3	3. 5	14. 3	270	202, 795	21.8	2. 5	13. 1
	2	702	233, 146	31. 1	9. 4	15. 0	835	262, 587	31.0	9. 5	14. 7
	3	693	301, 787	40. 1	18. 4	14. 5	563	323, 962	40.6	18.8	14.8
級	4	1, 079	367, 639	47. 5	26. 1	14. 7	373	382, 792	49.0	28. 2	14. 1
	5	578	389, 153	52. 2	31. 2	14. 4	80	409, 286	51.8	31. 2	14. 0
	6	316	402, 840	54. 6	33. 3	14.8	54	422, 119	53. 7	32. 9	14. 3
別	7	146	426, 893	55. 6	33. 6	15. 4	36	431, 383	54.7	34. 7	13. 7
	8	46	450, 528	58. 0	36. 0	15. 5	18	449, 556	56.3	36. 4	13. 3
	9	22	490, 859	57. 5	35. 0	15. 9	11	469, 155	57.3	36. 5	14. 2
	10	0	0	0	0	0.0					
Ē	†	4, 333	313, 471	41. 2	19. 9	14. 6	2, 240	305, 137	37. 3	16. 2	14. 4

給米	斗 表		研究	ž L	職		医	療	職	(→)	
			1 人 当	た	り平	均		1 人 当	た	り平	均
区	区 分		給料月額	年齢	経験 年数	修 学 年 数	人員	給料月額	年齢	経験 年数	修 学 年 数
	1	(人)	(円)	(歳)	(年)	(年)	(人)	(円)	(歳)	(年)	(年)
	1	22	229, 714	28. 7	6. 1	16. 0	1	362, 400	31. 0	6.0	16. 0
	2	25	300, 740	38. 6	15.8	15.8	0	0	0.0	0.0	0.0
級	3	43	381, 993	49. 5	26. 3	15. 9	8	527, 488	59.8	33. 4	16. 0
	4	8	427, 188	53.8	31. 5	16. 0	0	0	0.0	0.0	0.0
別	5	0	0	0.0	0.0	0.0					
	6										
	7										
Ī	; †	98	330, 769	42. 4	19. 5	15. 9	9	509, 144	56. 6	30. 3	16. 0

	海事	F	職		教	有	職	(教	有	職	(
	1 人 当	i た	り平	均		1 人 当	た	り平	均		1 人 当	た	り平	均
人員	給料月額	年齢	経験 年数	修学 年数	人員	給料月額	年齢	経験 年数	修学 年数	人員	給料月額	年齢	経験 年数	修学 年数
(人)	(円)	(歳)	(年)	(年)	(人)	(円)	(歳)	(年)	(年)	(人)	(円)	(歳)	(年)	(年)
2	214, 450	21. 5	1. 5	14. 0	83	268, 002	35. 9	14. 1	14. 6	0	0	0.0	0.0	0.0
1	303, 500	39. 0	20.0	12. 0	2, 642	361, 533	44. 2	21.5	15. 9	5, 647	361, 434	45. 4	22.8	15. 9
21	366, 462	45. 2	25.8	12. 5	106	446, 162	54. 3	31. 7	16. 0	437	425, 793	52. 4	29. 9	16. 0
18	412, 722	53. 3	34. 2	11.8	74	461, 343	57. 3	34.8	16. 0	414	438, 734	56. 7	34. 1	16.0
0	0	0.0	0.0	0.0										
42	377, 550	47. 4	28. 1	12. 2	2, 905	364, 491	44. 7	22. 0	15. 9	6, 498	370, 687	46. 6	24. 0	15. 9

				1					
医	療	職	()		医	療	職	(≡)	
	1 人 当	た	り平	均		1 人 ≝	た	り平	均
人員	給料月額	年齢	経験 年数	修学 年数	人員	給料月額	年齢	経験 年数	修学 年数
(人)	(円)	(歳)	(年)	(年)	(人)	(円)	(歳)	(年)	(年)
0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0
80	230, 821	29. 6	6. 6	15. 7	42	247, 090	29. 4	7.3	15. 5
21	289, 967	41. 0	15. 3	15. 7	18	299, 322	38. 2	16. 1	15. 2
36	333, 561	46. 1	23. 3	15. 1	9	362, 333	48. 2	27. 3	14. 4
71	378, 446	50. 5	27. 4	15. 7	18	386, 261	54. 1	33. 1	14. 7
8	400, 950	56.8	33. 6	16. 0	0	0	0.0	0.0	0.0
4	422, 300	58. 3	36. 0	16. 0	0	0	0.0	0.0	0.0
220	310, 590	41. 6	18. 4	15. 6	87	298, 613	38. 3	16. 5	15. 1

第4表 給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表 (単位 人)

行政職給料	斗表										(単位 人)
・ 職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
1											
2 3									1		
4	10						1				-
5 6	16 1	1	1								
7	2 2	2 3					1		2		
<u>8</u> 9	18	70							3		1
10	1	3							2		
11 12	1 4	8 5	1						1 2		
13	26 3	80 11	1				1		6		
14 15 16	2	8	1 3						3		
16 17	1 21	9 46	3								-
18	3	10	2					3			
19 20	5 1	20 8	30 2					3 8			
21	23	63	9					6			
22 23	4 4	7 22	6 36					5 8			
24	2	4	8					3	1		
25 26	111 6	52 14	18 10					2 2			
26 27	9	11	20					2 2			
28 29	103	12 47	8 20				10	4			
30	7	8	6	1			17				
31 32 33	9 4	23 9	18 15	1			40 14				
33 34	94 13	30 10	9	9			4 15				
35	9	9	8 9	2 2			13				
36 37	6 112	5 11	8 16	6			8				
38	10	9	7	3			7				
39 40	12 3	7 3	16 11	4 6							
41	18	5	16	4			6		1		
42 43	9 5	4 3	5 4	3 3			2				
44	5	1	6	7			1		 	 	
45 46	10 3	3 2	12 4	14 2			2				
46 47	3 3 2	2 2 2	10	10							
48 49	9	3	9 14	10 7		1					
50 51	3	4	14 8	18 9		2 30	2				
50 51 52 53	1		11	27	1	12				<u> </u>	
53 54	4 2 4	1 2	6 12	25 29	1 1	34 10					
54 55	4	2	10	16	3	42	1				
56 57	3	1	5 6	21 34	1 1	26 17			}	<u> </u>	
57 58 59 60		1	12	31	2	8					
59 60	2	2	8 19	28 22	2 2 5 2	42 6	1				
61	2		2	47	2	7	1	[
62 63	1 1	$\frac{1}{2}$	8 12	29 32	8	2 39					
62 63 64 65 66 67 68			11	14	13	3					
66	1		2 7	30 43	4 6	4 5					
67 68		2	4 8	28 37	12 7	11 2					
69	3	1	5	33	16	1					
70 71 72		1	8 10	41 20	12	3 2					
72			1	17	13 23	1					
73 74 75 76		$\frac{1}{3}$	3 8	24 19	22 25	1 1					
75 - 2			6	28	7	1					
76			11	15	27	1					<u> </u>

_	-11 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1								1			
	- 職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
号	給						Ŭ		Ŭ	Ŭ	10	PΙ
	77	1	1	6	14	20						
	78 79			6	14	17						
	79	1		4	10	10						
	80			4	18	23						
	81	1	1	4	9	41		 	 	t	·	
	81 82	1	1			19						
	82		1	4	11	19						
	83			5	5	10	1					
	84			5	13	9	1	<u> </u>	L	l	.	
	85			6	2	25						
	86	1		2	7	30						
	87			4	4	10						
	88			-	4	15						
	89		1	4	16	28			}		· 	
	90		1	2		28 20			1	I		
	90				8	20				1		
	91			1	2	12						
	92			1	5	11	L	<u> </u>	L	 	l	
	93	1		1	5	64]				
1	94			3	3				1	I		
1	95		1	1	8							
	96		1	5	7							
	97			J	3				}		· 	
	91				3							
	98			1	2							
	99		1	2	4							
	100		1		9		L	L	L	L	L	
	101		1		93							
	102			1								
	103		1	_								
	104		1									
	105		1	1					l		 	
	105		1									
	106			3								
	107			1								
	108			2			L	L	L	L	L	
	109											
	110											
	111			1								
	112			3								
-	113	<u> </u>		10	·	·	<u> </u>	}	}	}	}	
	110		}	10								
	114											
	115								1	I		
	116	L				<u>-</u> -	L	<u> </u>	L	L	. 	
	117									1		
	118									1		
	119								1	I		
	120											
_	120		1					}	}	 -	 -	
	121								1	I		
l	122								1	I		
	123									1		
L	124	[]		L	L	L	l	l	
	125		3						[T		
	=1	751	702	693	1, 079	578	316	146	46	22		4, 333
	斯 男 女	410	381	388	687	414	974	1/11	11	21	l l	2 760 (63 7%)
	7. 	410 341	381 321	388 305	687 392	414 164	274 42	141 5	44	41	 	2, 760 (63, 7%) 1, 573 (36, 3%)
	女	341	321	305	392	164	42	5	2	1		1,5/3 (36.3%)

⁽注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員 0 の号給は空欄とした(以下第 4 表の各表において同じ。)。

警察職給料表

一 職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
77 78		8 4	9 7	3 3	5	1	1			
79 80		5 5	$\begin{array}{c} 15 \\ 4 \end{array}$	5 5	3					
81 82		6	21		2	4				
83		2 5	1 9	5 8	1 3	3 3				
84 85		7	6 7	2 5	1 2	1			_	
86 87		3 2	3 7	7 7	2 1	1 2				
88 89		1	4	1 6	1	3		 	 	
90		2	4	2	1	5				
91 92		3 1	7 4	5 4						
93 94		1 3	7 5	5 3		7				
95 96		3	8 1	2 2						
97 98		1	3	4 2						
99		1 1	4	5						
100 101		1	3 2	3	13		L		L	
102 103		$\frac{1}{2}$	4	2 10						
104 105			3	7 8						
106 107		0	2	1						
108		2	1	1 3						
109 110		1	4 1	2 2						
111 112		1	5 2	2 1						
113 114			3 2	2 6						
115			5	3						
116 117			1 5	4			L			
118 119			2 5	6 6						
120 121			2 3	5 11			 			
122 123			1 5	3						
124				5 3						
125 126	1		6 3	102						
127 128			2 2							
129 130			4 2							
130 131 132			6							
133			3							
134 135			1 4							
136 137			1 6				ļ	<u> </u>	 	
138 139			1							
140	 						ļ	 	 	
141 142			10							
143 144										
145 計	270	835	563	373	80	54	36	18	11	2. 240
	201 69	736 99	506 57	354 19	78 2	54	36	18	11	1, 994 (89. 0%) 246 (11. 0%)

海事職給料表

一 職務の級 号 給	1	2	3	4	5	計
77						
78						
79 80			1			
81	 		1			
82						
82 83			1			
84			1			
85						
86				1		
87						
88 89		∤				
90						
91						
92						
93	1					
94 95						
95						
96						
97						
98 99						
100						
101	1		2			
計	2	1	21	18		42
男	2	1	21	18		42 (100.0%) 0 (0.0%)
女						0 (0.0%)

教育職給料表(一)

The three for			I		T
職務の級 号 給	1	2	3	4	計
方 稻 <u>77</u>	3	25	1		
78	3	31	1		
79	1	28			
80	4	28 28			
81	1	28			
82		26			
83 84	1	15 31			
85	9	20			1
86	2 3	25			
87		24			
88	2	22 24			
89		24			
90		24			
91 92	1	28 27			
93	1	20			
94	1	28			
95		22			
96	1	35 25			
97		25			
98	1	28			
99 100	1	26 28			
100	2	35			1
102	2	26			
103	1	21			
104		28			
105	1	23			
106	1 3	22 22			
107 108	3	22 18			
109	1	29			1
110	1	20			
111	1	29			
112		20			
113	1	23			
114		16 27			
115 116		21 22			
117		38			1
118		20			
119		20			
120		25			
121		31			
122 123		24 31			
123		29			
125		47			
126		48			
127		55			
128		41	 		
129 130		57 58			
131		30			
132	<u> </u>	54	<u> </u>		
133		31			
134		6			
135		3			
136 137	1	1 4			1
138	1	4	1		
139					
140		 	 		
141					
142					
143					
144 145		 	 		1
146					
147					
148]
149					
150					
151					
152 153		 			1
100 =+	83	2, 642	106	74	2, 905
<u>計</u> 男 女	46	1. 461	90	64	1, 661 (57. 2%)
女	46 37	1, 461 1, 181	90 16	64 10	1, 244 (42. 8%)

教育職給料表口

「村衣(¬) (単位 人)

我 月 椒 和 17		1	1	1	(単位 人)
職務の級	1	2	3	4	計
号 給		_		-	HI
1 2 3					
2					
3					
4					
5 6 7 8					
6					
1					
8					
9					
10					
11					
12		0.1			
13		31			
14		_			
15		5			
15 16 17					
17		54			
18		1		1	
19		1 3 2		1 1 10	
18 19 20 21		2		10	
21		57		44	
22				70	
22 23 24		11		59	
24		2 59		35	
25		59		50	
26		1		25	
27		11		30	
26 27 28 29		3		35 50 25 30 21 23	
29		1 11 3 52 4 6 7		23	
30		4		21	
31		6		11	
31 32 33		7		21 11 11 2	
33		54		2	
34		2 10			
35		10			
35 36 37		9			
31		61			
38		8			
39 40		10			
41		8 16 11 74			
41		14			
42 43		3 13 13 58 9			
4.5		13			
44 45		58			
45		0			
46 47		10			
48		10 16			
49		10			
50		47 9 17 17			
51		17			
50 51 52		17			
53		48			1
54		6			
55		11/			
53 54 55 56		48 6 14 22			
57		48			1
58		19			
59		20	1		
57 58 59 60		20	1		
61		12 20 20 40	1		1
62		8	· •		
63		26	2		
64		25			
63 64 65		35	3		
66		7	2		
66 67		27	3		
68		26 25 35 7 27 9	3 2 3 6		
69		51			1
70		19	5		
71		27	3		
72		21	1 5 3 6		
69 70 71 72 73		51 19 27 21 43	8	T	
74 75 76		21 36 18	13		
75		36	13 16		
<u>7</u> 6		18	11		

・ 職務の級 号 給	1	2	3	4	計
77		25	17		
78 79		43 29	40 15		
80		22	8		
81 82		33 25	12 51		
83		34	20		
84 85		24 41	11 22		
86		29	40		
87 88		38 35	15 12		
89		28	28		
90 91		46 25	21 9 11		
92 93		47 36	11 24		
94		38	24		
95 96		34 48			
97		36	· —		
98 99		38 30			
100		43			
101 102		51 35			
103		37			
104 105		30 47			
106		37			
107 108		35 51			
109		40	. —		
110 111		48 38			
112		44			
113 114		55 52			
115		34			
116 117		42 42			
118		58			
119 120		55 46			
121 122		49 57			
123		56			
124 125		47 54			
126		65 72			
127 128		72 48			
129		48 73	· —		
130 131		76 68			
132		74			
133 134		101 73 92			
135 136		92 109			
137		155	l —		
138 139		148 151			
140		143	. — —		
141 142		202 178			
143		114			
144 145		126 80			
146		59			
147 148		55 17			
149 計		32	407		0.400
<u>計</u> 男		5, 647 1, 992	437 372	414 361	6, 498 2, 725 (41. 9%)
男 女		1, 992 3, 655	372 65	361 53	2, 725 (41. 9%) 3, 773 (58. 1%)

研究職給料表

- 時がかの何		1		ı	ı	Г
職務の級	1	2	3	4	5	計
号 給						• • •
77			1			
78 79						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87			2			
00			2			
81 82 83 84 85 86 87 88		1	16			
90		1	10			
90						
91 92						
92						
93 94 95 96						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101		1				
102 103						
103						
104						
105						
106						
106 107						
107						
100	1			 		
109						
110						
111						
112 113						
113						
114						
115						
116 117		1		l		
117	1					
118						
119						
120						
121						
計	22	25	43	8		98
計 男 女	14	21 4	43 28 15	8 8		98 71 (72. 4%) 27 (27. 6%)
女	14 8	4	 15			27 (27.6%)

医療職給料表(一)

職務の級	1	2	3	4	計
号 給	-	_	ŭ	•	HI
77					
78					
79					
80			1		
81					
82					
83					
84					
85			1		
86					
87					
88					
89			2		
90					
91					
91 92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	1		8		9
男	1		5		
男 女			3		6 (66. 7%) 3 (33. 3%)

医療職給料表口

(単位 人)

									(単位 人
号 給	務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
万 和 1									
1 2 3									
3									
5 6 7 8			1						
6			1						
7									
8									
9			2						
10 11									
11									
12 13									
14									
15			8						
16 17			4						
18			1						
19 20			1 10						
20									
21			1						
22 23			5						
22 23 24 25									
25			4					4	
26			1 9	2	2				
27			9		2				
26 27 28 29			4						
30 31 32 33				1					
31			5						
32			2	1					
33			2	1					
35				1					
36				1 1					
34 35 36 37 38 39 40					_				
38			2 2		1				
40			2	1		1			
41			1			1			
42									
43			3	1	1	0			
43 44 45			1 1	1	1	2			
46			1	1	1	2			
46 47			4	1		1	4 2		
48			1		1	1	2		
49			1	1	1	2 1 2 2			
50 51				1 1	1 2 2	2.	2		
52			<u> </u>		2	2			
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64			2						
54			0	0		2 2 1 3 2 1			
55 56			2	2		2			
57				1	1	3		<u> </u>	
58				-	1 1 1	2			
59					1	1			
60			1	1	1	1			
62			1		1	1			
63				2		3			
64								 	
65	Ţ			1	2	3			
66 67				1		1			
68				1	2	1 2			
69					1			h	
70									
71			1			4			
66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76						1 3		 	
74			1		2				
75			-		_	3 1			
76						1			

職務の級								
号 給	1	2	3	4	5	6	7	計
77				1				
77 78 79 80 81 82 83 84			1	2	1			
79			_	_	1			
80					1			
81					1			
82				1				
83					2			
84								
85					1			
86					1			
86 87	1			1	2 2			
88	1				2	 	 	
89	1			2				
90					1			
91				2				
91 92 93							ļ <u></u>	
93				1	14			
94 95								
95				1				
96 97							 	
97				_				
98				1				
99				1				
100				1				
101								
102								
103 104				1				
105				1				
106	1							
107	1							
108	1							
109							 	
110	1							
111	1							
112	1							
113		†						
113 <u></u>		80	21	36	71	8	4	220
男 女		34 46	6 15	7	38 33	5 3	4	94 (42. 7%) 126 (57. 3%)
女		46	15	7 29	33	3		126 (57, 3%)

医療職給料表(三)

(単位 人)

区/原 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								(単位 人)
職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
号 給 1								
1 2 3 4 5 6 7 8								
3 4								
5								
6								
8								
9								
10 11		_						
11 12		5						
12 13 14 15 16 17								
14		3						
16		J						
17								
18		2						
20		2						
21								
22		2						
24		2						
18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29								
26 27		5						
28								
29		2	1					
31								
30 31 32 33								
33		3 1	1					
35		1	1					
36								
34 35 36 37 38 39 40			1					
39		3	1		1			
40								
41 42		2	2		1			
43								
43 44 45		1	0					
46		1	2 1					
46 47		2	$\frac{1}{2}$					
48		1						
50		1						
51								
52 53		2						
54								
55 50		2	2					
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64								
58								
59								
61							 	
62				1				
63 64			1		1			
65			1				 	
66								
67 68		1						
66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76		1					<u> </u>	
70								
71 72								
73			1				 	
74					1			
76			1					
10		<u> </u>	1	l	l	1	<u> </u>	

職務の級			Ī	1			l	
号 給	1	2	3	4	5	6	7	計
77								
78 79								
80								
81								
82 83 84 85 86 87								
83				1 1	1			
85		1		1	1			
86				1				
87		2						
88 89	+	-		1				
90				1				
91 92				1				
92	<u> </u>				1.0			
93 94					13			
95				1				
96								
97								
98 99				1				
100			1					
101			_					
102				-				
103 104				1				
105								
106								
107		1						
108 109	 							
110								
111								
112	<u> </u>						ļ	
113 114								
115								
116				ļ			ļ	
117 118								
119								
120				l				
121								
122 123								
124								
125 126				[
126								
127 128								
129	†						···	
130								
131 132								
132	+							
134								
135								
136 137	 	<u> </u>					 	
137								
139								
140	 	<u> </u>					ļ	
141 142								
142								
144				ļ				
145						·=- ··		
146 147								
147 148								
149								
150								
151 152								
152			l	l			l	l

一 職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	計
153								
154								
155								
156				l				
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168		l						
169 計		42	18	9	18			87
Ħ								
77		4 38	18	9	18			4 (4.6%) 83 (95.4%)

第5表 給料表別、級別、年齢別人員

行政職給料表

一	171X									(当	单位 人)
職務の級年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
18 歳 未 満											
18 歳 以 上 20 歳 未 満	38										38
20 歳以上25 歳未満	391										391
25 歳以上30歳未満	280	305	1				1				587
30 歳以上 35 歳未満	35	294	101				2				432
35 歳 以 上 40 歳 未 満	7	69	241	12							329
40 歳 以 上 45 歳 未 満		18	223	262	6						509
45 歳 以 上 50 歳 未 満		7	92	529	141	12	1		2		784
50 歳			9	36	51	6					102
51 "		1	3	49	57	17	2				129
52 "		1	8	42	66	36	6				159
53 "		2	5	36	60	57	6				166
54 "			2	17	39	31	17				106
55 <i>II</i>		1	2	22	36	28	25				114
56 "		1	2	21	21	33	21	5	1		105
57 <i>II</i>			2	22	24	33	21	11	1		114
58 "		1		17	44	30	19	11	5		127
59 <i>11</i>		1		14	33	33	24	19	13		137
60 歳以上		1	2				1				4
計	751	702	693	1, 079	578	316	146	46	22		4, 333

⁽注) 該当人員0の欄は空欄とした(以下第5表の各表において同じ。)。

警察職給料表

音	察職給	科衣								(1	単位 人)
年齢	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18 歳	未満										
18 歳 20 歳	以上	52									52
20 歳 25 歳	以上	196	58								254
25 歳 30 歳	以上未満	16	313	9							338
30 歳 35 歳	以上未満	5	278	88				1			372
35 歳 40 歳	以上		125	172	27						324
40 歳 45 歳	以上		48	161	96	6					311
45 歳 50 歳	以上		13	60	79	26	8				186
50	歳	1		20	13	2	4	2			42
51	"			8	10	1	3	2			24
52	"			11	8	6	4	3	1		33
53	"			10	14	5	4	3	2		38
54	"			6	6	5	6	4	2		29
55	"			9	14	4	6	2	1		36
56	"			5	25	8	5	6	2	3	54
57	"			3	21	4	6	2	3	4	43
58	"				31	4	4	5	4	2	50
59	"			1	29	9	4	6	3	2	54
	以上										
į	計	270	835	563	373	80	54	36	18	11	2, 240

海事職給料表

(単位 人)

職務の級					(手	业 人)
年齢	1	2	3	4	5	計
18歳未満						
18歳以上 20歳未満						
20歳以上 25歳未満	2					2
25歳以上 30歳未満						
30歳以上 35歳未満						
35歳以上 40歳未満		1	2			3
40歳以上 45歳未満			6			6
45歳以上 50歳未満			10	4		14
50 歳			1	2		3
51 "				1		1
52 <i>"</i>				1		1
53 <i>"</i>			1	1		2
54 "				1		1
55 <i>"</i>				1		1
56 "				2		2
57 <i>"</i>				1		1
58 <i>II</i>				3		3
59 "			1	1		2
計	2	1	21	18		42

教育職給料表一

83 2, 642

計

74 2, 905

教育職給料表(二) (単位 _人)

研究職給料表

		(里/	位 人)		
職務の級年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満		155			155
25歳以上 30歳未満		385			385
30歳以上 35歳未満		413			413
35歳以上 40歳未満		471			471
40歳以上 45歳未満		728			728
45歳以上 50歳未満		1, 182	66		1, 248
50 歳		288	41		329
51 "		259	52	4	315
52 "		280	70	8	358
53 "		220	64	26	310
54 "		230	56	24	310
55 "		234	31	41	306
56 "		225	26	63	314
57 "		199	13	84	296
58 "		210	12	77	299
59 "		168	6	87	261
計		5, 647	437	414	6, 498

研究職	給料表	Ę			(単	位 人)
職務の級 年齢	1	2	3	4	5	計
18歳未満						
18歳以上 20歳未満						
20歳以上 25歳未満	3					3
25歳以上 30歳未満	10					10
30歳以上 35歳未満	8	3				11
35歳以上 40歳未満	1	14	1			16
40歳以上 45歳未満		5	4			9
45歳以上 50歳未満		2	13	1		16
50 歳		1	6			7
51 "			4	2		6
52 <i>II</i>			6			6
53 <i>II</i>			1			1
54 "			3	2		5
55 <i>II</i>			2			2
56 <i>"</i>			3	1		4
57 <i>I</i> I				1		1
58 <i>II</i>						
59 <i>11</i>				1		1
計	22	25	43	8		98

医療職給料表(一)

(単位 人) \ 職務の級 1 2 3 4 計 年齢 18歳未満 18歳以上 20歳未満 20歳以上 25歳未満 25歳以上 30歳未満 30歳以上 1 1 35歳未満 35歳以上 40歳未満 40歳以上 45歳未満 45歳以上 2 2 50歳未満 50 歳 51 " 52 *"* 53 " 54 " 55 *II* 56 " 57 *"* 58 " 59 " 60歳以上 6 6 1 8 9 計

医療職給料表(二)

医療職	ポロ イイマ	女(二)					(単位	人)
職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳未満								
18歳以上 20歳未満								
20歳以上 25歳未満		6						6
25歳以上 30歳未満		41						41
30歳以上 35歳未満		23	3					26
35歳以上 40歳未満		8	7	2				17
40歳以上 45歳未満			6	iry	8			14
45歳以上 50歳未満		1	2	10	22			35
50 歳			1	3	8			12
51 "		1	1	1	4			7
52 <i>II</i>				2	2	1		5
53 "			1	2	3			6
54 "					4			4
55 <i>II</i>				1	9	1		11
56 "					4	1		5
57 <i>II</i>				1	2	1	1	5
58 "					3	2	1	6
59 "					2	2	2	6
計	_	80	21	22	71	8	4	206

医療職給料表回

医療職	給料	表(三)					(単位	: 人)
職務の級年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳未満								
18歳以上 20歳未満								
20歳以上 25歳未満		10						10
25歳以上 30歳未満		15						15
30歳以上 35歳未満		10	2					12
35歳以上 40歳未満		2	9					11
40歳以上 45歳未満		3	6	1	2			12
45歳以上 50歳未満		2	1	6	1			10
50 歳				1				1
51 "					1			1
52 <i>"</i>				1				1
53 <i>II</i>					2			2
54 "					2			2
55 <i>II</i>					1			1
56 "					1			1
57 <i>I</i> I					1			1
58 <i>II</i>					2			2
59 <i>11</i>					5			5
計		42	18	9	18			87

第6表 給料表別、級別、経験年数別人員

行政職給料表

	行政職給料表										単位 人)	
経験年	務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
	三未満	112										112
1	年	107										107
2	"	119										119
3]]	134										134
4]]	53	72									125
5]]	50	72									122
6]]	50	61					1				112
7]]	35	80	1				1				116
8	"	45	64	1								109
9	"	17	82	3								102
10	"	13	66	41								120
11	"	6	61	57				2				126
12	"	1	22	42				۷				65
13	"	3	22	40								65
14	"	1	17	26								44
15	"	2	19	31	1							53
16	"		13	50	2							67
17	"	2	7	47	12							67
		1	7	38								
18	"				17							62
19	"		7	24	28							59
20	"		6	34	55							95
21	"		2	41	85	2						130
22	"		3	39	88	6				-		136
23	"		5	51	74	12	1	1		1		145
24	"		3	19	89	22	0					133
25	11			18	74	31	3			1		127
26	11		_	17	92	41	3					153
27	"		2	14	80	42	11					149
28	11		2	20	67	40	9	-				138
29	"		1	11	69	48	24	2				155
30	11			11	78	47	36	10				182
31	11		1	4	36	44	36	12				133
32	11		1	2	24	27	22	22	1			99
33	"			1	20	31	33	22	2	1		110
34	11		1	3	9	33	20	12	7	1		86
35	11		1	4	16	22	23	13	6	1		86
36	"		1	1	9	24	23	17	12	9		96
37	11				13	22	21	15	12	7		90
38	11			2	15	11	11	5	3	1		48
39	<i>II</i>			1	14	14	12	5	2			48
40	11				8	38	14	6				66
	三以上		1		4	21	14	1	1			42
(注:	計	751	702	693	1, 079	578	316	146	46	22		4, 333

(注) 該当人員0の欄は空欄とした(以下第6表の各表において同じ。)。

警察職給料表

警察職給	料表								(単位 人)
職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
経験年数	1	2	3	4	3	U	,	O	9	PΙ
1年未満	54									54
1 年	67									67
2 "	40	33								73
3 "	28	32								60
4 "	33	34								67
5 "	34	42								76
6 "	4	78	1							83
7 "	6	84	7							97
8 "	1	77	3							81
9 "		75	7				1			83
10 "		74	15							89
11 "	1	64	22							87
12 "		45	32							77
13 "	1	39	27	4						71
14 "		38	49	2						89
15 "		30	44	7						81
16 "		27	53	7						87
17 "		16	43	13						72
18 "		14	41	14						69
19 "		11	29	24	2					66
20 "		9	25	20						54
21 "		4	16	20	3					43
22 //		2	17	13	2	1				35
23 "		3	9	22	4	1				39
24 "		2	10	17	5					34
25 "			9	8	6					23
26 "			8	7	1					16
27 "		1	9	6	1	5				22
28 "			12	10	3	3	2			30
29 "		1	11	9	3	2				26
30 "			5	10	2	2	1			20
31 "			11	9	6	3	2			31
32 "	1		17	12	6	6	4			46
33 "			8	12	2	9	4	1	2	38
34 "			7	11	5	7	3	1	2	36
35 "			4	15	5	2	2	6	1	35
36 "			3	11	5	3	3	3	1	29
37 <i>"</i>			7	16	4	2	2	1		32
38 "			1	21	5		3	3	2	35
39 "			1	15	4	2	1		1	24
40 "				18	2	2	3	3	1	29
41年以上				20	4	4	5		1	34
計	270	835	563	373	80	54	36	18	11	2, 240

海事職給料表

教育職給料表(一) (単位 人)

職務の級 単位							
	年数	1	2	3	4	計	
	年未満		13			13	
1	年	1	17			18	
2	"	2	28			30	
3	IJ	2	28			30	
4	IJ	1	37			38	
5]]	6	32			38	
6]]	4	39			43	
7	IJ	3	42			45	
8]]	3	55			58	
9]]	3	54			57	
10]]	3	48			51	
11	"		59			59	
12	"	5	67			72	
13	"	4	63			67	
14]]	3	53			56	
15	<i>]]</i>	6	64			70	
16	<i>II</i>	8	70			78	
17	IJ	3	85			88	
18	"	1	82			83	
19	"	3	87			90	
20	"	2	89			91	
21	<i>II</i>	8	117			125	
22	<i>II</i>	1	108			109	
23	<i>II</i>	3	125			128	
24	IJ	4	110	1		115	
25	IJ	1	106	1		108	
26	IJ	1	108	1		110	
27	IJ		109	3		112	
28	"	1	82	7		90	
29	IJ	1	92	10		103	
30	"		61	10		71	
31	"		80	14		94	
32	"		77	20	10	107	
33	"		74	9	8	91	
34	"		80	15	12	107	
35	"		68	6	16	90	
36	<i>II</i>		85	9	15	109	
37	"		40		13	53	
38	"		1			1	
39	"		4			4	
40	// /= D. I		1			1	
414	年以上	00	2 642	100	7.4	2 005	
	計	83	2, 642	106	74	2, 905	

教育職給料表(二) 研究職給料表

	紹科委	<\/		(単	位 人)
職務の級	1	2	3	4	計
経験年数		0.0			0.0
1年未満		36			36
1 年		59			59
2 "		73			73
3 "		71			71
4 "		68			68
5 "		70			70
6 "		92			92
7 "		97			97
8 "		88			88
9 "		85			85
10 "		93			93
11 "		92			92
12 "		85			85
13 "		92			92
14 "		96			96
15 "		97			97
16 "		112			112
17 "		117			117
18 "		143			143
19 "		149			149
20 "		173			173
21 "		170			170
22 "		179			179
23 "		199	4		203
24 "		220	7		227
25 "		241	13		254
26 "		237	22		259
27 "		246	51		297
28 "		257	32	3	292
29 "		261	60	8	329
30 "		274	69	12	355
31 "		226	63	31	320
32 "		227	46	32	305
33 "		231	27	52	310
34 "		209	24	80	313
35 "		207	8	87	302
36 "		189	7	67	263
37 "		76	3	40	119
38 "		8	5	2	113
39 "		2	1	۷	3
40 "			1		3
41年以上					
計		5, 647	437	414	6, 498
āl		J, U4/	40/	414	0, 490

研究聯	微給料表	ŧ			(単	位 人)
職務の紛		9	9	4		
経験年数	1	2	3	4	5	計
1 年未満	1					1
1 年						
2 "	2					2
3 "	2					2
4 "	4					4
5 "	3					3
6 "						
7 "	2					2
8 "	2					2
9 "	1					1
10 "	2					2
11 "	2	2				4
12 "	1	6				7
13 "		2				2
14 "		2				2
15 <i>"</i>		3	1			4
16 "		2				2
17 "		1				1
18 "		1	1			2
19 "		1	1			2
20 "		1				1
21 "			1			1
22 "			4			4
23 "		2	2			4
24 "		1	6			7
25 <i>"</i>			4			4
26 "			1	1		2
27 "		1	4			5
28 "			7	1		8
29 "			2	1		3
30 "			2			2
31 "			2	1		3
32 "			1	1		2
33 "			2			2
34 "			1	1		2
35 "				1		1
36 "						
37 <i>"</i>				1		1
38 "			1			1
39 "						
40 "						
41年以上						
計	22	25	43	8		98

	給料	表(一)		(単位	. 人)_
職務の級	1	2	3	4	計
経験年数					
1年未満					
1 年					
2 "					
3 "					
4 " 5 "					
_	1				1
6 " 7 "	1				1
8 "					
9 "					
10 "					
12 "					
13 "					
14 "					
15 "					
16 "					
17 "					
18 "					
19 "					
20 "			1		1
21 "			1		1
22 "			1		1
23 "			1		1
24 "					
25 "					
26 "					
27 "					
28 "					
29 "					
30 "					
31 "			2		2
32 "					
33 "					
34 "					
35 "					
36 "					
37 "					
38 "					
39 "			1		1
40 "			2		2
41年以上			1		1
計	1		8		9

医療職	給料	表(二)					(単位	: 人)
職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
経験年数 1 年未満								
1 年		1						1
2 "		11						11
3 "		7						7
4 "		6						6
5 "		12						12
6 "		6						6
7 "		6						6
8 "		9	1					10
9 "		5	1					6
10 "		7	2					9
11 "		1	2					3
12 "		3	1					4
13 "		3	1	1				5
14 "			1	2				3
15 "			2	1				3
16 "		2	3	1				6
17 "		1	1	1				3
18 "			_	2	_			2
19 "			2	5	2			9
20 "				2	2			4
21 "			1	2	5			8
22 "			1	1	4			6
23 "			1	1	7			10
24 " 25 "			1	1	5			5 5
26 "				3	5			8
27 "				1	7			8
28 "				2	2			4
29 "				2	7	1		10
30 "				2	5			7
31 "					4			4
32 "				2	3	1		6
33 "				1	3	1		5
34 "				1	2	2	1	6
35 "				1	3	2		6
36 "					2		1	3
37 "					1	1	2	4
38 "					1			1
39 "								
40 "								
41年以上								
計		80	21	36	71	8	4	220

医療職給料表(三)

医療職	給料	表(三)					(単位	人)
職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
経験年数		_						
1年未満		5						5
1 年		3						3
2 "		2						2
3 "		2						2
4 "		6						6
5 "		3						3
6 "								
7 "		4						4
8 "		3						3
9 "		2						2
10 "		3	1					4
11 "		1	1					2
12 "		1	3					4
13 "		1	3					4
14 "		1	1					2
15 "			1					1
16 "		1						1
17 "			1					1
18 "			2		1			3
19 "			1					1
20 "		1		1	1			3
21 "			1					1
22 "		2	1					3
23 "			1					1
24 "		1						1
25 "								
26 "				1				1
27 "			1	2	1			4
28 "				2				2
29 "				2	1			3
30 "								
31 "								
32 "				1				1
33 "					4			4
34 "					1			1
35 "								
36 "					1			1
37 "					6			6
38 "					1			1
39 "					1			1
40 "					1			1
41年以上								
計		42	18	9	18			87
н		72	10	J	10			07

第7表 給料表別、級別、学歴別人員

	学歴					平均
給		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	修学
料表	職務への級	(人)	(人)	(人)	(人)	中 剱 (年)
	1	434	6	311		14. 3
	2	518	4	180		15.0
行	3	433	9	251		14.5
	4	710	26	343		14. 7
	5	346	8	224		14. 4
政	6	215	5	96		14.8
	7	123	1	22		15. 4
	8	40	1	5		15. 5
職	9	21	1			15. 9
	10					
	計	2, 840	61	1, 432		14. 6
	1	72	4	194		13. 1
	2	550	30	255		14. 7
警	3	382	27	154		14.8
	4	191	10	172		14. 1
察	5	40	1	39		14. 0
余	6	31	1	22		14. 3
	7	15		21		13. 7
職	8	6		12		13. 3
	9	6		5		14. 2
	計	1, 293	73	874		14. 4
	1		2			14.0
海	2			1		12.0
事	3		5	16		12.5
7	4		1	15	2	11.8
職	5					
	計		8	32	2	12. 2
教	1	40	26	17		14. 6
育	2	2, 533	73	36		15. 9
	3	105	1			16.0
職	4	73	1			16.0
()	計	2, 751	101	53		15. 9
教	1					
育	2	5, 495	150	2		15. 9
	3	435	1	1		16.0
職	4	407	7			16.0
	計	6, 337	158	3		15. 9

	学歴					平均
給		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	修 学
料表	職務の級	(人)	(人)	(人)	(人)	年数(年)
12	1	22			()()	16. 0
研	2	24		1		15.8
	3	42		1		15. 9
究	4	8				16. 0
職	5					
	計	96		2		15. 9
医	1	1				16. 0
療	2					
	3	8				16. 0
職	4					
(-)	計	9				16. 0
	1					
医	2	66	14			15. 7
, ; ;	3	18	3			15.7
療	4	20	16			15. 1
職	5	59	12			15. 7
	6	8				16.0
(<u></u>)	7	4				16.0
	計	175	45			15. 6
	1					
医	2	31	11			15.5
虚	3	11	7			15. 2
療	4	2	7			14. 4
職	5	6	12			14. 7
	6					
(<u>=</u>)	7					
	計	50	37			15. 1

(注)該当人員0の欄は空欄とした。

第8表 扶養手当の支給状況

区 分給料表	受 給 者	6,500円 (配偶者) (行政職給料表 8級相当は 3,500円。 9級以上相当 は支給しない。)	10,000円 (子)	6,500円 (その他の 扶養親族) 行政職給料表 8級相当は 3,500円。 9級以上相当 は支給しない。	扶 養 親 族 計	加算額 5,000円 (満16歳年度 初めから度末 ままでの間に ある子	受給者 1人当たり 平均手当 月額
行 政 職	1,738	人 845	2, 282	人 252	3, 379 ^人	人 850	19,638
警 察 職	1, 237	863	1,730	41	2, 634	321	20, 016
海事職	27	19	35	1	55	14	20, 370
教育職(一)	1, 307	499	1,880	154	2, 533	629	20, 038
教育職口	2, 578	757	3, 638	341	4, 736	1,690	20, 158
研 究 職	36	16	57	2	75	28	22, 972
医療職一	8	8	2	0	10	1	9, 625
医療職口	73	25	97	5	127	31	18, 082
医療職臼	21	0	35	2	37	10	19, 667
計	7, 025	3, 032	9, 756	798	13, 586	3, 574	19, 962

第9表 住居手当の支給状況

その1 職員の居住する住宅に係る住居手当の支給状況

	区分	受	糸	<u></u>	者	
給料表		手 当 月 額 11,000 円 未 満	手 当 月 額 11,000 円 以上 27,000 円 未 満	手 当 月 額 27,000 円	計	受給者1人 当たり平均 手当月額
行 政	職	人 2	人 659	720 人	1,381	四 24, 743
警 察	職	0	420	452	872	24, 569
海事	職	0	4	5	9	24, 833
教育	能 (一)	0	343	528	871	25, 349
教育具	能 (二)	1	600	736	1, 337	25, 030
研究	職	0	18	25	43	25, 198
医療具	職 (─)	0	0	1	1	27, 000
医療具	能 (二)	0	34	41	75	24, 292
医療具	睢 (三)	0	14	12	26	24, 923
計		3	2, 092	2, 520	4, 615	24, 906

その2 配偶者の居住する住宅に係る住居手当の支給状況

給料表	区分	受	給	者	受給者1人当たり 平均手当月額
行 政	職			8	円 13, 113
警 察	職			8	12, 650
海事	職			0	0
教 育 職	()			1	13, 500
教 育 職	(1	12, 200
研 究	職			0	0
医 療 職	(\longrightarrow)			0	0
医 療 職	(0	0
医 療 職	(=)			0	0
計			•	18	12, 878

第10表 通勤手当の支給状況

通勤フ	方法				区	分	受	給	者		受給者1人当たり平均手当月額
交	通	機	関	利	用	者			1, 456	人	円 14, 232
交	通	用	具	使	用	者		1	1,318		8,068
		自	į	動	車			1	1,063		8, 201
		そ		の	他				255		2, 308
伊	É.	用	利	用]	者			283		40, 096
			計					1	3, 057		9, 450

第11表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(単位 人)											<u> 位 人)</u>
職務の級 給料表	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行 政 職	208		1	115	78	14					
警 察 職	78		28	42	8						
海事職	4			4				 - -	 - -		Ī
教育職(一)	204	19	185					 	 	 	
教育職(二)	260		260					 	 		i :
研 究 職	1			1				 			
医療職口	6				6						:
医療職(三)	5			5							
≪小 ≠ =1	766										-

給料表計	766
60歳	246
6 1歳	207
6 2 歳	166
63歳	87
6 4 歳	60

⁽注) 該当人員0の欄は空欄とした(その2において同じ。)。

その2 短時間勤務職員

(単位 人) 職務の級 計 1 2 3 4 5 6 8 10 給料表 行 政 職 36 36 研 究 職 1 医療職(三 1 1

給料表計	38
60歳	0
6 1 歳	0
6 2 歳	1
63歳	20
6 4 歳	17

2 令和3年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を 調査したものである。

(2) 調查機関

青森県人事委員会、人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調查対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 393事業所 なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院 は調査対象から除外した。

② 調査対象職種

54職種(行政職相当職種22職種 その他の職種32職種)

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から160事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第1表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出 した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係職種105人(全て行政職に相当)、初任給関係以外の調査職種4,011人(行政職に相当する調査実人員3,810人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、11,825人であり、行政職に相当するものは、11,375人である。)

- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。
- ③ 調査の結果は、青森県人事委員会が集計し、一部については人事院が独立行政法人統計センターに依頼して集計を行った。

(6) その他

この調査の結果は、人事院に送付され、一般職の国家公務員の給与に係る検討のため全国規模で集計されている。

第 1 表 企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

企業規模 産 業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	142	46	61	35
農業,林業、漁業	2	0	2	0
鉱業,採石業,砂利採取業、建設業	18	2	7	9
製 造 業	60	19	30	11
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業,郵便業	23	11	6	6
卸 売 業 , 小 売 業	5	2	2	1
金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業	1	1	0	0
教育,学習支援業、医療,福祉、サービス業	33	11	14	8

- 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外で (注) 1
 - あることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が16所あった。 調査対象事業所160所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた
 - 158所に占める調査完了事業所142所の割合 (調査元子率) は89.9%である。 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業 (他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位 円)

職種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
	大学卒	188, 417	200, 243	183, 300 *	175, 994 *	
新卒事務員	短大卒	153, 244 *	X	X	Х	
	高校卒	149, 581	155, 660 *	157, 815	X	
	大学卒	200, 852	213, 911 *	199, 160	X	
新卒技術者	短大卒	176, 896	Х	180, 525	172,600 *	
	高校卒	156, 383	157, 586	156, 554 *	154,000 *	
	大学卒	195, 583	202, 208	195, 063	175, 838	
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	短大卒	170, 504	170,650 *	175, 121	163, 400 *	
	高校卒	155, 752	157, 812	154, 908	154, 333 *	

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均) であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。 「*」は、調査事業所が3事業所以下であることを示す。
 - 2

第3表 職種別給与額等

				令 和 3 年	4 月 分 平	均 支 給 額
	職種	調 査実人員	平均年齢	きまって支給する給与	う ち 時間外手当	A - B
		(人)	(歳)	A (円)	B (円)	(円)
	支 店 長	3	54. 8	771, 940	_	771, 940
	工場長	7	55. 3	648, 060	20, 778	627, 282
	事務部長	103	54. 0	603, 077	2, 343	600, 734
	技 術 部 長	75	53. 6	645, 074	2, 717	642, 357
事	事務部次長	48	52. 0	551, 742	5, 233	546, 509
務	技術部次長	23	53.8	552, 917	1, 697	551, 220
• ++-	事務課長	204	50.0	502, 995	3, 648	499, 347
技術	技 術 課 長	178	50. 2	557, 924	7, 552	550, 372
関	事務課長代理	121	48. 3	446, 075	17, 499	428, 576
係	技術課長代理	55	49. 2	467, 199	29, 820	437, 379
職	事務係長	301	46. 5	419, 046	49, 588	369, 458
種	技 術 係 長	269	47. 1	521, 950	101, 571	420, 379
	事務主任	275	42. 9	348, 757	40, 496	308, 261
	技 術 主 任	233	42.0	419, 026	71, 860	347, 166
	事務係員	1, 174	38.0	273, 081	25, 977	247, 104
	技 術 係 員	741	32. 9	313, 947	54, 387	259, 560
関技	電話交換手	_	_	_	_	_
係能	自家用乗用自動車運転手	_	_	_	_	_
職労	守 衛	_	_	_	_	_
種務	用務員	2	60.0	300, 631	_	300, 631
研	研究部(課)長	2	59. 5	737, 022	_	737, 022
究	研究室(係)長	7	50. 2	676, 802	1, 467	675, 335
関係	主任研究員	25	46.8	581, 623	27, 844	553, 779
職	研 究 員	15	46. 5	482, 840	_	482, 840
種 (注) 1	研究補助員	- 人員が1人(7. 提合である	_	_	_

⁽注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)。 2 ①「中間職(部長-課長間)」、②「中間職(課長-係長間)」、③「中間職(係長-係員間)」とは給与上の等級(格付)から職責がそれぞれ、①部長と課長の間、②課長と係長の間、③係

	T
備考	対応級
構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。) 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。) 2 課以上又は構成員20人以上の部の長	企業規模500人以上 行政職 9 級、10級
職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。) 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	企業規模100人以上500人未満 行政職7級、8級企業規模50人以上100人未満 行政職6級、7級
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課 長級専門職	企業規模500人以上 行政職7級、8級 企業規模100人以上500人未満 行政職5級、6級 企業規模50人以上100人未満 行政職5級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長—係長間)	企業規模500人以上 行政職 5 級、6 級 企業規模50人以上500人未満 行政職 4 級
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職3級、4級 企業規模50人以上500人未満 行政職3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主 任 中間職(係長—係員間)	企業規模500人以上 行政職2級(一部は3級、4級) 企業規模50人以上500人未満 行政職2級(一部は3級)
	行政職1級
見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事	
来	
2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長	
構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上 記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	

は、それぞれ、①部長と課長、②課長と係長、③係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又 長と係員の間に位置付けられる者をいう。

				令 和 3 年	4 月 分 平	均支給額
	職種	調 査実人員	平均年齢	きまって支給する給与	う ち 時間外手当	A - B
		(人)	(歳)	A (円)	B (円)	(円)
	学長・副学長 ・ 学 部 長	8	61.5	624, 490	_	624, 490
教	大 学 教 授	52	55. 7	558, 324	_	558, 324
育	大学准教授	42	49.9	479, 019	_	479, 019
関	大 学 講 師	29	41.9	435, 791	_	435, 791
係	大学助教	19	35. 9	389, 707		389, 707
職	高等学校校長	_	_	_	_	_
種	高等学校教頭	_	_	_	_	_
	高等学校教諭	_	_	_	_	_
	支店長・工場長	_	_	_	_	_
	事務・技術部長	15	64. 0	398, 005	2, 560	395, 445
事	事務・技術部次長	5	61.7	384, 470		384, 470
再・ 雇技	事務・技術課長	4	62. 1	357, 473	_	357, 473
用者) 術関係職種	事務·技術課長代 理	X	X	X	X	X
	事務・技術係長	3	61. 2	295, 496	22, 349	273, 147
	事務・技術主任	X	X	X	X	X
	事務・技術係員	112	62. 4	247, 052	13, 876	233, 176

備 考	対 応 級
事務・技術関係職種の備考欄参照	

第4表 民間における初任給の改定状況

(単位 %)

											(単位 %)
	項目										
	新規学卒者の 初任給の改定状況 採用あり						新規学卒者の 採 用 な し				
学歴	企業規模	1010 714 000 0	増	額	携	ま置き	Š		減額		DIC 713 00 0
大	規 模 計	35. 7	(29.	7)	(66. 9)	(3. 4)	64. 3
学	500 人以上	88.6	(46.	2)	(44. 3)	(9. 5)	11.4
	100 人 以 上500 人 未 満	19. 1	(24.	5)	(75. 5)	(_)	80. 9
卒	50 人以上100 人未満	20.0	(16.	7)	(83.3)	(_)	80.0
高	規 模 計	23. 5	(23.	8)	(76. 2)	(_)	76. 5
校	500 人以上	53. 7	(44.	4)	(55. 6)	(_)	46.3
	100 人 以 上 500 人 未 満	17.9	(18.	7)	(81. 3)	(_)	82. 1
卒	50 人以上100 人未満	8. 6	(-	-)	(100.0)	(_)	91.4

⁽注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第5表 民間における家族手当の支給状況

支給	の有	無	事	業	所	割	合
家族 手 当	制度があ	る			77. 2%		
配偶者に家加	疾 手 当 を 支 給 す	る	(89. 6%)				
家族手当	制度がな	V	22. 8%				
サ美字状の	配偶	者		-	10,087円		
扶養家族の 構 成 別 支 給 月 額	配偶者と子1	人		:	15,473円		
人 和 力 領	配偶者と子2	人		6	20, 352円		

- (注)1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 - 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第6表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

(単位 %)

在宅勤務を		Γ	在宅勤務を	
実施している	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	実施していない	
25. 9	(14. 9)	(85. 1)	74. 1	

(注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

(単位 %)

検	討	L	て	V	る	検	討	L	て	V	な	٧١
		28	6.6						71. 4			

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合で ある。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 %)

	項目	係	員	課長	長級	部長級 (非役員)		
企業規模		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	一定率(額)分 考課査定分		考課査定分	
	規 模 計	60. 4	39. 6	55. 9	44. 1	50. 2	49. 8	
	500人以上	63. 3	36. 7	50.0	50. 0	48. 5	51. 5	
	100人以上 500人未満	58. 4	41. 6	56. 2	43. 8	48. 9	51. 1	
	50人以上 100人未満	60.7	39. 3	61.5	38. 5	54. 0	46. 0	

第8表 民間における定年制の状況

(単位 %)

定年制あり	定年	年 齢	定年制なし		
	60歳	61歳以上	-		
99. 1	73. 5	25. 6	0. 9		

⁽注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由と した給与減額の状況

(単位 %)

		項	目	公上海姆·		給与減額なし	
区	区分		給与減額あり	60歳で減額	稲子凛観なし		
課	長 級		級	30.9	30. 9	69. 1	
非	管	理	職	33.8	33. 8	66. 2	

⁽注)1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第10表において同じ。)。

第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位 %)

	(丰匠 /0)
課長級	非管理職
62. 0	71. 1

⁽注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超 えて受ける年間給与水準の割合である。

² 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

国家公務員及び東北各県職員の給与関係 3

第1表 国家公務員の平均給与月額の前年比較

年 月	行政職俸給表	(一)適用職員	全耶	戦員
給与項目	令和3年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和2年4月
俸給	円 325, 827	円 327, 564	円 336, 333	円 337, 788
地域手当等	43, 601	43, 534	43, 124	43, 093
俸給の特別調整額	12, 681	12, 530	11, 979	11,871
扶 養 手 当	9, 273	9, 613	9, 622	9, 931
住 居 手 当	6, 647	6, 427	6, 142	5, 920
その他	9, 124	9, 200	7, 529	7, 600
合 計 (平均給与月額)	407, 153	408, 868	414, 729	416, 203

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。 2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。 3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第2表 国家公務員の適用俸給表別人員等

区分	適用人員	性別人員	員構 成 比	平均年齢	平 均
俸 給 表		男 性	女 性		経験年数
行政職俸給表一	人 139, 627	78. 1	21. 9	歳 43. 0	年 21. 0
公安職俸給表一	22, 006	89. 0	11.0	41. 4	20. 1
海事職俸給表一	200	99. 5	0. 5	42. 7	21.3
研究職俸給表	1, 370	80. 9	19. 1	46. 5	22.8
医療職俸給表	590	75. 8	24. 2	53. 0	25. 7
医療職俸給表口	496	53. 8	46. 2	46. 4	20.9
医療職俸給表回	1,821	19. 5	80. 5	47. 6	22. 3
特定任期付職員俸給表	441	82. 1	17. 9	43. 2	_
第一号任期付研究員俸給表	43	65. 1	34. 9	40.8	_
第二号任期付研究員俸給表	49	67. 3	32. 7	36. 4	_

- (注) 1 令和3年国家公務員給与等実態調査により、本県で使用している 給料表に対応するものを掲げた。 2 再任用職員等は含まれていない。

第3表 東北各県職員給与等実態調査結果

項目	給料表	行 政 職	公 安 職	海事職	教 育 職 (高等学校)	教 育 職 (中・小学校)
中华	青 森 県	4, 333	2, 240	42	2, 905	6, 498
職	岩 手 県	4,711	2,084	_	3, 273	6, 762
員	宮城県	5, 927	3, 785	_	4, 358	6, 535
数	秋 田 県	3,660	1, 931	14	2, 526	4,653
200	山 形 県	3, 915	1, 921	27	2, 337	5, 407
(人)	福島県	5, 860	3, 394	_	4, 588	8, 929
平	青森県	313, 471	305, 137	377, 550	364, 491	370, 687
均	岩 手 県	319, 731	320, 923	_	372, 047	369, 992
給 料	宮城県	322, 594	323, 898	_	376, 385	353, 934
月	秋 田 県	329, 006	320, 224	350, 208	386, 278	375, 636
額	山 形 県	336, 420	324, 938	372, 956	381, 319	361, 345
(円)	福島県	329, 174	325, 203	-	385, 450	378, 674
平	青 森 県	41. 2	37. 3	47.4	44. 7	46. 6
均	岩 手 県	40.9	37.7	_	44.8	45. 7
年	宮城県	41.1	37.1	_	45. 4	42.5
	秋 田 県	42.4	38.1	45.1	47.1	47.8
齢	山 形 県	43.1	37.9	45.4	45.8	44. 5
(歳)	福島県	42.0	37. 3	_	45. 7	46. 5
平	青森県	19.9	16. 2	28. 1	22. 0	24. 0
均奴	岩 手 県	19.9	17.1	_	22. 2	23. 3
経験	宮城県	20.3	16.2	_	23. 0	20.2
年	秋 田 県	21. 2	17. 1	24.3	24. 1	24. 9
数	山 形 県	21.8	17.0	25.4	23. 1	21.8
(年)	福島県	20.0	15. 9		22.8	23. 7
平	青森県	14.6	14. 4	12. 2	15. 9	15. 9
均	岩 手 県	14.2	14.0	_	15.8	15.9
修 学	宮城県	14.3	14.4	_	15. 9	15. 9
年	秋 田 県	14. 2	14. 1	13.6	16. 1	16.0
数	山 形 県	14.6	14. 1	12.8	15. 9	16.0
(年)	福島県	14.8	14. 1	_	15.8	15.8

行級 政 ^別	県	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級
職人	青	森県		17.3		16. 2		16.0		24. 9		13. 3
. =	岩	手 県		20.7		13.6		10.7		22.6		19.7
給構	宮	城県		14.9		15.8		13.0		23. 4		20.8
料成	秋	田県		14.1		12.3		12.6		20.5		29.9
表比	山	形県		16.4		8.1		14. 1		24. 4		23.8
(%)	福	島県		12.2		13.3		16.0		30. 9		12.2
(参考)国家	《公務員		12. 4		11.0		21. 1		24. 3		14. 6

⁽注) 1 教育職給料表(高等学校)には、特別支援学校の職員を含む。 2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

研究職	医療職(一)	医療職口	医療職包	計
98	9	220	87	16, 432
187	26	120	100	17, 263
291	24	245	102	21, 267
190	16	90	60	13, 140
266	16	252	117	14, 258
317	23	263	176	23, 550
330, 769	509, 144	310, 590	298, 613	344, 238
355, 570	475, 634	335, 344	320, 897	350, 219
343, 145	449, 638	330, 545	320, 988	343, 988
366, 011	393, 644	340, 329	328, 097	355, 947
350, 927	518, 425	330, 788	352,000	352, 257
337, 948	494, 022	327, 788	333, 164	358, 627
42. 4	56.6	41.6	38. 3	43. 4
43. 4	46. 3	43.0	40.3	43. 2
43. 1	42. 1	41.9	40.0	41. 7
45. 9	37. 5	44.8	41. 7	44. 7
42.6	52.3	41.4	44. 6	43. 4
41.6	47. 1	42. 3	42. 2	43. 7
19. 5	30. 3	18. 4	16. 5	21. 4
20.7	21. 0	20.0	17. 9	21. 3
20.4	18.8	19. 2	17. 4	20. 1
21.5	10.8	20. 2	19. 0	22. 4
19.8	26. 2	18.8	22. 3	21. 3
18. 2	22. 2	19.8	20.0	21. 3
15. 9	16. 0	15. 6	15. 1	15. 4
16. 0	17. 9	15.8	15. 5	15. 2
15. 8	16. 0	15. 7	15. 8	15. 2
16. 9	18. 1	16. 3	15. 9	15. 2
15. 9	16. 0	15. 0	14. 9	15. 3
15. 9	18.0	14. 9	15. 0	15. 3

6	級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
	7. 3	3. 4	1. 1	0.5	_	100.0
	5.3	5. 1	1. 7	0. 5	0.0	100.0
	6.5	3.6	1. 5	0. 5	0.0	100.0
	7.2	1.3	1. 4	0.6	_	100.0
	8.0	3. 2	1.6	0.4	_	100.0
	11.7	2.4	0.8	0.5	0.0	100. 0
	11.4	2.8	1. 5	1. 0	0. 2	100.0

4 生 計 費 関 係

青森市における費目別世帯人員別標準生計費

(令和3年4月)

世帯人員費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	28, 960	46, 430	54, 220	62, 020	69, 810
住居関係費	40,810	49, 690	42, 790	35, 890	28, 990
被服・履物費	4, 290	4, 830	6,050	7, 260	8, 480
雜 費 I	14, 370	31, 010	38, 440	45, 870	53, 300
雑 費 Ⅱ	8,030	23, 640	23, 120	22, 600	22, 070
計	96, 460	155, 600	164, 620	173, 640	182, 650

標準生計費算定方法

青森市における標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、 標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、消費支出について次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、 それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。なお、税金や社会保険料等の 非消費支出、預貯金、住宅購入等に係る借入返済金等は含まれていない。

食料費……食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑 費 I …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、

仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人~5人世帯については、家計調査(青森市・勤労者世帯)における令和3年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については1人世帯の各費目別標準生計費(令和3年4月、全国)を 基礎に算定した。

5 労働経済指標

I	頁					年	月	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
	き			II	金	額	(円)	227, 758	222, 724	221, 998	226, 731	227, 892	226, 939
1	ま	→	青	森 県	前年	同月比	(%)	△ 1.6	△ 1.8	△ 3.9	△ 2.6	△ 0.6	△ 1.4
賃		調	4 4 II		金	額	(円)	210, 115	207, 242	206, 645	210, 246	210, 793	209, 840
貝	支	査	りりが 	行定内給与	前年	同月比	(%)	△ 1.1	△ 0.8	△ 3.6	△ 2.4	0. 2	△ 1.5
金	給	産・		国	金	額	(円)	295, 668	287, 170	290, 945	292, 662	291, 134	292, 878
	-	業	土	E	前年	同月比	(%)	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3	△ 1.6	△ 1.0
労	給	計	うた部	f 定 内 給 与	金	額	(円)	272, 921	268, 587	272, 241	272, 186	269, 946	271, 743
	与)	797	足 P1 和 子	前年	同月比	(%)	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0. 2	△ 0.4	0.0
働	総実	(調	青	森 県	時	間 数	(時間)	149. 3	137. 4	147. 4	149. 4	141. 9	147. 5
時		査	うち所定	外労働時間数	時	間数	(時間)	10. 2	8.3	8. 9	9. 5	9. 7	10.0
間	時	業	全	国	時	間数	(時間)	143.8	126. 9	141. 3	145.8	133. 7	140. 6
	間数		うち所定	区外労働時間数	時	間数	(時間)	10. 5	8.6	9. 3	10. 3	9. 9	10. 7
2	20 温全	青	森 市	金	額	(円)	256, 955	223, 391	252, 715	226, 413	287, 147	234, 097	
	消	世	Ľ	728 114	前年	同月比	(%)	2. 9	△ 8.2	△ 6.6	△ 16.9	22. 4	4. 1
生	費	帯	全	国	金	額	(円)	267, 922	252, 017	273, 699	266, 897	276, 360	269, 863
	具	7117	<u> </u>	Π	前年	同月比	(%)	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1	△ 7.3	△ 6.7	△ 10.2
計	支	勤	青	森 市	金	額	(円)	263, 054	253, 423	312, 133	244, 847	258, 968	270, 835
		労者			前年	同月比	(%)	△ 5.3	△ 12.5	△ 6.8	△ 28.3	△ 2.1	△ 4.8
費	出	世	全	国	金	額	(円)	303, 621	280, 883	298, 367	288, 622	304, 458	304, 161
		帯			前年	同月比	(%)	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3	△ 10.1	△ 6.5	△ 7.7
3	消費	貴者	物価指数	青森市	前年	同月比	(%)	△ 0.3	△ 2.7	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4
物				全 国	前年	同月比	(%)	0. 1	0.1	0. 1	0.3	0. 2	0.0
価	国物			全 国	前年	同月比	(%)	△ 2.5	△ 2.7	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.8
4			雇用指数 金乗業制	青森県	前年	同月比	(%)	△ 0.8	0.0	△ 0.8	△ 0.3	0. 5	△ 0.1
雇	(調	1 盆	産業計)	全 国	前年	同月比	(%)	0.8	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	△ 0.1
	有多	効す	さ人倍率	青森県	倍	率	(倍)	1. 00	0. 91	0. 91	0. 93	0. 93	0. 92
/13	(李	:即	調整値)	全 国	倍	率	(倍)	1. 30	1. 18	1. 12	1. 09	1. 05	1. 04

⁽注) 1 「きまって支給する給与」、「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」 2 「きまって支給する給与」、「総実労働時間数」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人

10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	資料出所
229, 915	231, 048	232, 590	240, 107	233, 194	237, 879	235, 846	233, 785	237, 671	
△ 0.5	△ 0.1	0.0	5. 9	1.8	3. 9	3. 5	4. 9	7. 1	
211, 703	212, 276	212, 016	218, 570	214, 314	219, 111	216, 768	215, 980	219, 994	
△ 0.2	0. 2	△ 0.6	5. 0	1. 6	3. 8	3. 3	4. 2	6. 5	
296, 294	294, 168	294, 981	293, 031	292, 791	297, 340	300, 317	294, 857	297, 175	
△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1. 1	1. 6	2. 6	2. 1	厚生労働省
273, 816	271, 143	271, 852	270, 026	269, 868	273, 650	275, 920	272, 097	274, 365	青森県
0. 3	△ 0.3	0. 1	0. 4	0.3	1. 5	1. 1	1. 4	0.8	
151. 9	146. 8	148. 3	145. 7	141.8	152. 4	152. 2	142. 6	152. 1	
10. 4	10.8	11. 9	11.8	10. 2	10. 0	10. 7	9. 7	9.8	
147. 4	143. 4	142. 3	135. 1	135. 4	145. 1	150. 4	136. 0	146. 9	
11. 3	11. 4	11. 5	11. 0	11. 1	12. 0	12. 1	11. 1	11.4	
268, 135	268, 702	319, 755	252, 185	214, 931	267, 523	234, 233	279, 083	229, 657	
47. 9	23. 7	18. 9	3. 5	△ 2.2	20. 7	△ 8.8	24. 9	△ 9.1	
283, 508	278, 718	315, 007	267, 760	252, 451	309, 800	301, 043	281, 063	260, 285	
1. 4	△ 0.0	△ 2.0	△ 6.8	△ 7.1	6.0	12. 4	11. 5	△ 4.9	総務省
302, 422	314, 832	367, 044	293, 787	254, 407	318, 986	250, 194	312, 996	260, 921	総務省
55. 3	29. 6	48. 2	6. 1	8. 6	32. 1	△ 4.9	23. 5	△ 16.4	
312, 334	305, 404	333, 777	297, 629	280, 781	344, 055	338, 638	317, 681	281, 173	
2. 3	0. 5	△ 3.4	△ 4.8	△ 7.4	6. 7	11. 5	13. 1	△ 5.8	
△ 0.7	△ 1.1	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.6	0.3	△ 2.0	2. 8	0.7	総務省
△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1	0. 2	心 伤 1
△ 2.1	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 0.6	1. 2	3. 9	5. 1	5. 0	日本銀行
0. 5	△ 0.1	0. 2	1. 2	0.7	0. 3	0. 2	0. 5	1.2	厚生労働省
△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3	0. 2	0. 0	青森県
0. 95	0. 97	0. 99	0. 96	0.89	0. 97	1. 01	1. 01	1. 06	同
1.04	1. 05	1. 05	1. 10	1. 09	1. 10	1. 09	1. 09	1. 13	厚生労働省

の前年同月比は平成27年=100とした指数を基礎としている。 以上の数値である。

6 勤務時間等関係

第1表 時間外勤務の状況

その1 月平均時間外勤務時間数

(単位 時間)

年度 部局等	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知 事	11.4	10. 4	10.6	10.8	10. 9
警 察	19. 9	19. 7	20. 2	20. 1	19. 3
教育委員会	14. 0	13. 6	13. 4	13. 7	14. 1
その他	9. 7	9. 3	12.8	8. 4	4. 7
計	15. 0	14. 4	14.8	14.8	14. 5

- (注)1 時間数は、時間外勤務手当の支給対象となる職員1人当たりの平均である。 2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。
- その2 時間外勤務が月100時間を超えた職員数

(単位 人)

						(+12 /0)
部局等	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知 事		85	70	93	47	107
警察	圣	0	0	2	0	0
教育委員	会	0	2	3	6	3
その	他	2	5	3	0	1
計	_	87	77	101	53	111

- (注)1 人数は、延べ人数で集計したものである。
 - 2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

第2表 年次休暇の取得状況

(単位 日)

					(手匹 口)
部局等 年次	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
知 事	11. 2	12. 2	12.8	13. 0	13. 3
警察	11.8	13. 6	13. 5	13. 7	14.8
教育委員会	9. 9	10. 4	10.6	10. 9	11. 3
高等学校、 特別支援学校	11.8	12.5	12.9	13. 1	12.8
中学校、小学校	10. 6	9. 3	11.8	11. 5	10. 7
その他	12. 0	12.4	15. 2	13. 7	13. 2
計	11. 1	11. 2	12. 4	12. 4	12. 3

(注) 日数は、職員1人当たりの年間平均取得日数である。

7 人事院の報告及び意見の申出の概要

(令和3年8月10日人事院)

公務員人事管理に関する報告の概要

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員と もに不妊治療のための休暇(有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算)を新設。非常 勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇(いずれも有給)を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、

手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤 務時間を管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、 各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進 【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、 必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実 等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の概要

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで(現行:原則1回まで)取得可能とする この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで(現行:1回まで)取得 可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期間を2週間前まで(現行:1月前まで)に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化
- ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け
 - ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の 取得意向の確認のための措置
 - ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
 - ③ 育児休業の取得状況の報告(人事院により公表)

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇(原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算)を新設(有給)

- イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで(現行:産後8週間を経過する日 まで)に拡大
- ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置
 - ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止 子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
 - ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設(有給)
 - ③ 産前休暇・産後休暇の有給化
- エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における 育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置(1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ):民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化(2(2)ア、ウ②・③): 令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け (2(1)イ ①、ウ、(2)ウ①): 令和4年4月1日